

報道各位

新潟市危機管理防災局防災課

5月からの被災相談窓口について

5月からの被災相談窓口は以下のとおりです。

5月以降の窓口

	被災相談窓口	区役所等の窓口	
	毎日開設	平日のみ開設 ※1	
場所	西区役所 (健康センター棟 3階)	古町ルフル (6階 建築部フロア)	西区以外の各区役所
主な 支 援 制 度 等	り災証明書	—	り災証明書
	生活再建支援金	—	生活再建支援金
	水道・下水道免除	—	水道・下水道免除
	住宅修繕・建替	住宅修繕・建替	—※2
	家屋の解体・撤去	—	—※3
開設時間：午前9時～午後5時			

※1 東区は水・木曜のみ、秋葉区は月・火曜のみ開設します（祝・休日を除く）。

※2 住宅修繕・建替は一部損壊に関する支援制度の案内を配布します。江南区内には住宅修繕・建替の臨時窓口を開設しています。詳細は江南区地域総務課（電話：025 - 382 - 4526）へお問い合わせください。

※3 家屋の解体・撤去の相談・申請は市役所本庁舎2階 環境部フロアで受け付けます。

※ ころとからだの健康相談はころの健康センター、各区健康福祉課でお受けします。

問い合わせ先（報道関係）

新潟市危機管理防災局防災課

担当：高橋・田辺

電話：025-226-1140